

魅せる 葛巻中生が沖縄で観客を魅了

全国中学校総合文化祭



堂々と鶏舞を発表する葛巻中学校の生徒の皆さん（写真提供：葛巻中学校）

第23回全国中学校総合文化祭沖縄大会は12月9日と10日、沖縄県浦添市で開催され、葛巻中学校（山根孝広校長、生徒52人）の2、3年生が県代表として出演し、葛巻神楽「鶏舞」を発表しました。

同校の葛巻神楽の取り組みは昭和62年に始まり、鶏舞はつがいの鶏に扮して人間の愛情と生まれることを祝う縁起の良い舞とされています。一度は継承が途絶えたお囃子を令和3年度に再び取り入れ、昨年度の県中学校総合文化祭での発表が高く評価され、全国の舞台での発表に至りました。

生徒たちは、葛巻神楽保存会や葛巻高校郷土芸能部の指導を受けながら練習を重ね、発表のスローガンを「魅せる」と掲げて本番に臨みました。会場のアイム・ユニバースでこのホールは満員の観客。葛巻中生は烏帽子を使った特徴ある振り付けで、つがいの鶏の仲睦まじい様子を表現。終盤のテンポの早い扇の振りや、深紅の袴が翻る大きな動作も見事に揃い、観客を魅了しました。



町の紹介と葛巻神楽の説明をする生徒

下天广椿さん（2年）は「みんなで声を掛け合い、笑顔を意識して発表できた。全国中文祭出演を誇りに、神楽をつないでいきたい」と話し、神谷侑良さん（3年）は「3年生は最後の発表で、練習の成果を最大限発揮して悔いのない発表ができた。みんなが一つになって目標に向かって努力し、成長できた」と取り組みを振り返っていました。

山根校長は「町の皆さんに支えられ、生徒たちの神楽は見違えるように上達した。1年生も憧れを持って先輩を見ており、全員が神楽の文化に一層誇りを持てるようになったと思う。地域が大切にできた文化をこれからも育ててほしい」と期待を込めていました。

地域福祉の向上に尽力 本村幸雄さんに町勢功労表彰

11月20日、本村幸雄さん（栗山）に町表彰条例に基づく令和5年度町勢功労表彰が授与されました。

本村さんは、平成13年12月から21年にわたり民生委員・児童委員ならびに町社会福祉委員を務め、高齢者や障害者世帯などの支援を行い地域福祉の向上に尽力されました。本村さんは震災や台風被害の時の避難所運営などの苦勞を振り返り「戸惑いながらの民生委員活動だったが、役場や地域の皆さんからたくさん助けていただき続けることができたもので、心から感謝しています」と話していました。



町勢功労表彰を授与された本村幸雄さん

高齢者世帯の下水道使用料の支援

町では、高齢者が居住する世帯の水洗化設備の維持管理費の負担を軽減し、水洗化の普及促進を図るため、対象世帯に対して助成金を交付します。

▶交付対象（次の要件を全て満たす世帯）

- ①世帯構成員の中に75歳以上の人がいる世帯（令和5年4月1日～令和6年3月31日の期間）
 - ②令和6年1月1日（基準日）時点で農業集落排水に接続または浄化槽を設置しており、基準日の1年以上前から継続して使用している世帯
- ※次の世帯は対象になりません。
- ・町が所有する住宅に居住する世帯
 - ・生活保護を受けている世帯
 - ・町税などを滞納している人がいる世帯
 - ・令和6年1月1日以降に満75歳以上の高齢者が転入、転居などで世帯員となった世帯

▶支援金額

1世帯 12,000円

▶手続き

1月下旬に対象世帯に申請書類を郵送します。内容を確認のうえ手続きしてください。

☎建設水道課 ☎65-8987



無料法律相談を行います

町では、住民生活における法律問題でお困りの町民を対象に、弁護士による無料法律相談を実施します。



相続や高齢者の財産管理、多重債務、労働問題や交通事故のトラブルなど、法律に関することでお困りの方はこの機会にご相談ください。相談は予約が必要です。

▶日時

2月9日(金) 10時30分～15時
※相談時間は1人あたり30分程度

▶場所

複合庁舎くずま～る3E会議室

▶定員

6人

▶担当弁護士

岩崎法律事務所 岩崎康彌 氏（町顧問弁護士）

▶申し込み方法

下記の問い合わせ先にお申し込みください。

【受付期間】 1月4日(木)～31日(水)

※定員に達した時点で受け付けを終了します。
お早めにお申し込みください。

☎政策秘書課 ☎65-8981

農地の相続登記をしましょう

■土地の相続登記が義務になりました

不動産登記簿で所有者が直ちに判明しない、判明してもその所在が不明で連絡がつかない「所有者不明土地」が全国で増加しています。農地も例外ではなく、所有者が特定できずに貸し借りなどの手続きに膨大な時間を要したり、農地の遊休化の要因になるなど大きな問題となっています。

この対策として、これまで任意だった相続登記が法律で義務化されました。

■相続登記の手続きは3年以内に

相続人は、相続により不動産（土地・建物）の所有権を取得したことを知った日から3年以内に、法務局に相続登記の申請をする必要があります。また、遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合も3年以内に登記が必要です。

令和6年4月1日より前に相続した不動産は、3年間の猶予期間があり、手続きの期限は令和9年3月31日です。

■相続登記をしないことによる問題

正当な理由がないにも関わらず申請しなかった場合は、10万円以下の過料が科されることがあります。

長期間登記せず放置することで土地の相続に係る者が増え、所有権を特定したり土地を売買したりすることが極めて困難になってしまいます。

■相続に関するさまざまな手続き

次のような制度もあります。詳しくは法務局にお問い合わせください。

①遺産分割協議に時間がかかりそうなとき

令和6年4月1日から「相続人申告登記」の手続きができるようになります。

☎盛岡地方法務局 ☎019-624-9851

②相続した土地の利用予定がなく手放したいとき

「相続土地国庫帰属制度」が開始され、相続した後に国へ土地を返すことができるようになりました。（さまざまな要件があり、費用負担もあります）

☎盛岡地方法務局登記部門国庫帰属審査室

☎019-624-1141

■司法書士相談会

毎月第3金曜日の午後4時から複合庁舎くずま～るで司法書士相談会（無料）があります。事前に住民会計課（☎65-8994）へお申し込みください。

☎農業委員会事務局 ☎65-8986